

町田第二中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 この会は、町田第二中学校PTAと称し、事務所を町田市南大谷一丁目9番1号町田市立町田第二中学校内におく。

第2条 この会は、活動の親しみやすさと理解を深めるため、対外的な広報や日常の活動において、「町二中サポーターズ」等の通称を使用することができる。

第3条 この会は、保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域における生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動及び事業を行う。

- 1、よい保護者、よい教師となるよう努力する。
- 2、家庭と学校との緊密な連携によって生徒の心身ともに健全な育成をはかる。
- 3、学校と地域社会の教育環境をよくする。

第5条 この会は次の方針に従う。

- 1、この会の目的以外の個人又は団体の干渉を受けず、またその支持もしない。
- 2、学校教育およびその運営について協力し、学校の管理、人事については干渉しない。
- 3、この会は活動において各種法令・条例を順守する。
- 4、この会は設置及び所属に法的根拠・義務のない任意団体とする。
- 5、この会の活動で得られる利益および生徒応援費は、本校に在籍する全生徒へ等しく還元する。

第2章 会 員

第6条 この会の会員は次の通りとする。

- 1、本校に在籍する生徒の保護者とする。(以下Pとする。)
- 2、本校に勤務する教職員とする。(以下Tとする。)
- 3、この会の会員はこの会の方針及び趣旨に賛同する者で構成される。
- 4、この会への入会は任意であり、入会を希望する者は、所定の手続きによりこの会の方針及び趣旨に賛同を示すことで会員となることができる。
- 5、この会の会員は、年度ごとにこの会の方針及び趣旨への同意有無を自らの意思で選択し、その形態をもって活動を支えるものとする。
- 6、この会の会員は所定の退会届を提出することでいつでもこの会を退会することができる。
- 7、退会者が再びこの会へ入会することは妨げないものとする。

第7条 会員はすべて平等と義務の権利を有する。

第3章 会 計

第8条 この会の経費は、会員の自発的な意思に基づく生徒応援費、およびその他の収入をもって充てる。

第9条 生徒応援費の基準額および納入方法については、別に定める細則によるものとする。

第10条 納入された生徒応援費は、理由の如何に関わらず返還しない。

第11条 この会の会計は総会によって議決された予算に基づいて行われ、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 12 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、その承認を経なければならない。

第 4 章 事務局・会計監査

第 13 条 この会を運営する事務局を置く。また、この会の事務局は事務局メンバーで構成されるものとする。

第 14 条 この会の事務局の構成人数は、その年度の立候補、公募等の状況および活動規模に応じて柔軟に決定する。

第 15 条 この会の事務局メンバーのうち、総会、各委員会、対外業務等に対しこの会の代表として対応するものを「代表」と呼称する。

第 16 条 事務局メンバーは、活動の親しみやすさと理解を深めるため、対外的な広報や日常の活動において、「運営クルー」等の通称を使用することができる。

第 17 条 事務局メンバーは立候補および有志による推薦(スカウト)、公募等により任命され総会の承認を受けるものとする。但し、年度途中に任命された者については、総会の承認を必要とする限りではないが、その年度の運営委員会において承認を受けるものとする。

第 18 条 この会に会計監査(原則P2名 T1名)をおく。その任期は1ヶ年とする。

第 19 条 教職員の担当選出は学校側に一任する。

第 20 条 事務局、会計監査の業務は次の通りとする。

1、事務局

この会の事務局が行う業務は、別に定める細則によるものとする。

2、会計監査

この会の会計を監査し、定期総会においてその結果を報告する。尚、会計監査の内Pについては、原則として前年度会計、もしくは前年度事務局メンバーがあたる。また、事務局に関わらない者からの選出を原則とし、総会の承認を受けるものとする。

第 5 章 機 関

第 21 条 この会には次の機関をおく。

総会、運営委員会、予算委員会。

第 1 節 総 会

第 22 条 総会はこの会の最高決議機関で全会員をもって構成する。

1、定期総会は原則として毎年年度はじめに書面にて開催する。

2、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要請があったとき、代表は1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

第 23 条 定期総会は次の事業を行う。

1、前年度の事業ならびに決算報告の審議、承認。

2、事務局メンバー、会計監査の承認及び就任。

3、新年度事業計画及び予算の審議、承認。

4、その他総会において審議、承認を必要とする事項。

第 24 条 総会の日時、議題は、事前に全会員に通知する。

第 25 条 総会の成立定数は、全会員(世帯単位)の3分の1以上とし、委任状を認める。

議決は出席会員の過半数の賛成により決定し、議長は互選とする。

第 2 節 運営委員会

第 26 条 運営委員会はこの会の運営機関で代表が招集するものとする。

第 27 条 運営委員会は、事務局メンバーおよび必要に応じて各活動のボランティア・サポーター代表者をもって構成する。

第 28 条 運営委員会は、会の運営に必要な事項およびその会の会議に提出する議案の作成にあたるほか、緊急事項に対するための必要な決定をする。

第 29 条 運営委員会は次のことを決定する。

- 1、事務局メンバーの役割分担および選出。
- 2、その年度のボランティア・サポーター募集が必要な事業の選定、および人数不足による事業の中止・縮小の判断。
- 3、細則で定める生徒応援費の推奨口数および納入方法の変更。
- 4、その他運営に必要な事項。

第 3 節 予算委員会

第 30 条 予算委員会は次年度予算(案)を作成する。

第 6 章 付 則

第 31 条 学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第 32 条 事務局メンバー、会計監査に欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充する。

第 33 条 事務局メンバーの任期は次年度の総会までとする。但し、継続の意思がある限りそれを妨げない。また、Tはこの限りではない。

第 34 条 会則改正は総会の議決を経なければならない。

第 35 条 この会の運営に関し必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会で決めることができる。

第 36 条 この会則は昭和56年5月7日より実施する。

昭和58年5月10日一部改正

昭和63年5月14日一部改正

平成5年5月15日一部改正

平成6年5月28日一部改正

平成7年5月20日一部改正

平成11年5月17日一部改正

平成12年5月20日一部改正

平成13年5月19日一部改正

平成20年5月09日一部改正

平成24年5月11日一部改正

令和元年5月13日一部改正

令和3年12月23日一部改正

令和4年5月20日一部改正

令和7年5月21日一部改正

令和8年5月13日一部改正

~~~~~

# 町田第二中学校PTA細則

この細則は本会の運営上必要な細目について規定する。

## 1、会計に関する事項

- ① 会計は、総会で承認された予算に基づいて行われるべきであるが、流用を必要とする場合には、運営委員会の承認を経なければならない。また、予算は原則として生徒のために運用されるべきであるが、必要と認められる場合には、道徳的な運用を基本として事務局メンバーに一任する。
- ② 会の現金は銀行に預金することを原則とする。但し、必要に応じ若干の現金を保管することができる。
- ③ 会計は正確を期するために下記の帳簿を備え付けるものとする。  
生徒応援費徴収原簿、歳入出原簿、証書綴り、備品台帳、その他必要と認める帳簿。
- ④ 経理事務には所定の様式の内紙を用いるものとする。
- ⑤ 生徒応援費は、1口500円とする。生徒への教育環境整備や行事支援を維持するため、1世帯につき2口(1,000円)以上の協力を推奨する。
- ⑥ 生徒応援費の口数は、会員が年度ごとに自ら選択するものとする。
- ⑦ 納入は原則として、事務負担軽減のため、キャッシュレス決済、銀行振込による一括納入を認める。

## 2、弔事及び病気、事故、災害見舞に関する事項

### ① 弔事に関する事項

生徒、会員及びその配偶者、教職員及びその配偶者、その他PTA対外的関係者において該当事項が生じた場合には、下に掲げる弔慰金等を供え、代表またはその代理者が弔意を表すものとする。

\* 生徒死亡の場合 5,000円

\* 会員及びその配偶者死亡の場合 5,000円

\* 教職員及びその配偶者死亡の場合 5,000円

\* 対外的な場合には代表は事務局メンバーにはかり臨機の処置を行うものとする。

### ② 病気、事故、災害見舞に関する事項

生徒、会員及びその配偶者、教職員及びその配偶者、その他PTA対外的関係者において該当事項が生じた場合には、代表は事務局メンバーにはかり臨機の処置を行うものとする。

## 3、教職員の転退職に関する事項

記念品を贈るものとする。

## 4、事務局業務に関する事項

① 事務局は以下の業務を主に担うこととする。尚、各業務に以下担当するTをおく。

- (1) 総会・委員会・対外業務(T1名)
- (2) ボランティア・サポーター統括業務(T1名)
- (3) 会計業務(T1名)
- (4) ICT・広報業務(T1名)
- (5) 青少健(地区委員)業務(T1名)
- (6) 卒業対策業務(T1名)

② 細則4①に定める業務は、その年度の事務局構成人数の状況および活動規模に応じて柔軟に決定する。

## 5、その他選考に関する事項

- ① 対外的な団体より人員の派遣を求められた場合、必要があれば運営委員会において審議の上適任者を選考し派遣する。適任者不在の場合には臨機の対応をとる。
- ② 事務局メンバーに経験者がいない場合、前年度の事務局メンバーから相談役を選出することができる。ただし、当該相談役がPTA会員でない場合、相談役は議決権を保持しない。

## 6、運営及び広報に関する事項

- ① 会則第1章第2条、会則第4章第16条に定める通称は、運営委員会の議決を経て決定または変更することができる。
- ② 通称は、ボランティア・サポーター募集、活動報告、SNS、学校配信メール等において優先的に使用するものとする。
- ③ 通称を使用した活動であっても、その責任および権利義務はすべて町田第二中学校PTAに帰属する。

この細則の改廃は運営委員会の承認を経なければならない。

この細則は昭和63年度より実施するものとする。

平成11年5月17日一部改正  
平成12年5月20日一部改正  
平成14年1月18日一部改正  
平成15年11月6日一部改正  
令和元年5月13日一部改正  
令和2年6月19日一部改正  
令和3年12月23日一部改正  
令和4年3月3日一部改正  
令和4年5月20日一部改正  
令和7年5月21日一部改正  
令和8年5月13日一部改正